

## 議案第 13 号

### 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 日  
規程第 号

#### 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第 1 条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 2 1 年 4 月 1 日規程第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「4 号級」の次に「(事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則に定める職員にあっては、細則に定める号給)」を加える。

第 1 0 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「9 級事務職員」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「8 級事務職員」という。）」及び「、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

第 1 1 条を次のように改める。

## 第11条 削除

第12条第1項第1号中「除き、再雇用職員にあっては、第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」を「除く」に改め、同項第2号中「(再雇用職員を除く。)」を削り、「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第14条第1項第1号中「道路(以下)の次に「この条において」を、「料金(以下)の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「育児短時間勤務制度の適用を受ける職員」の次に「及び定年前再雇用短時間勤務職員」を加え、同項第1号中「相当する額(以下)を「相当する額(次項において)に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第4号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前2号に定める額の合計額が70,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、70,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)並びに前項第2号及び第3号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条第3項中「国家公務員又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第21条第1項第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「に定める額」の次に「(前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第22条第2項中「第9条から第11条まで」を「第9条及び第10条」に改める。

第27条第1項中「市内及び」を「市内、」に改め、「地域」の次に「及び青森県東津軽郡平内町」を加え、「再雇用職員及び」を削り、同条第2項中「第10条」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び第10条第2項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 事務職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	346,800	387,400		
89	256,900	298,000	347,000	387,700		
90	257,200	298,300	347,400	388,200		
91	257,500	298,600	347,800	388,600		
92	257,800	299,000	348,200	389,000		
93	258,100	299,200	348,400	389,300		
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			

	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
再雇用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、教授、准教授及び講師以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教員職員給料表

職員の区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
再雇用 職員以 外の職 員	1	340,300	393,600	461,300
	2	341,900	395,300	470,100
	3	343,500	396,700	478,500
	4	345,000	398,000	486,600
	5	346,500	399,200	494,900
	6	348,100	400,200	502,600
	7	349,700	401,200	509,900
	8	351,300	402,200	516,900
	9	352,700	403,100	523,600
	10	354,700	404,200	529,800
	11	356,700	405,300	534,500
	12	358,700	406,400	538,000
	13	360,500	407,500	541,500
	14	362,100	408,600	544,700
	15	363,700	409,700	547,700
	16	365,300	410,800	550,200
	17	366,600	411,900	552,300
	18	368,100	413,000	
	19	369,500	414,100	
	20	370,800	415,300	
	21	372,100	416,300	
	22	373,300	417,400	
	23	374,500	418,500	
	24	375,600	419,700	
	25	376,700	420,600	
	26	378,100	421,700	
	27	379,400	422,800	
	28	380,700	423,800	
	29	382,000	424,800	
	30	383,300	425,900	
	31	384,600	427,000	
	32	385,900	428,100	

33	387,200	429,100
34	388,400	430,300
35	389,600	431,500
36	390,700	432,700
37	391,800	433,400
38	393,000	434,300
39	394,100	435,200
40	395,200	436,000
41	396,300	436,800
42	397,500	437,700
43	398,700	438,600
44	399,800	439,400
45	400,800	440,100
46	401,800	441,000
47	402,800	442,000
48	403,700	442,900
49	404,900	443,800
50	406,300	444,700
51	407,700	445,700
52	409,100	446,600
53	409,900	447,600
54	410,900	448,600
55	411,900	449,500
56	413,000	450,500
57	413,900	451,400
58	414,700	452,300
59	415,500	453,200
60	416,200	454,200
61	416,900	455,000
62	417,800	455,400
63	418,600	456,000
64	419,200	456,600
65	419,800	457,200
66	420,200	457,900
67	420,500	458,200
68	420,800	458,800
69	421,100	459,200
70	421,400	459,500
71	421,600	459,800

	72	421,900	460,100	
	73	422,100	460,400	
	74	422,400		
	75	422,700		
	76	423,000		
	77	423,200		
	78	423,400		
	79	423,700		
	80	424,000		
	81	424,200		
	82	424,500		
	83	424,800		
	84	425,100		
	85	425,300		
	86	425,600		
	87	425,900		
	88	426,100		
	89	426,300		
	90	426,600		
	91	426,900		
	92	427,100		
	93	427,300		
再雇用 職員		299,000	321,200	406,100

備考 この表は、教授、准教授及び講師に適用する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

### (号給の切替え)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与規程別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

### (施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした給与規程第1条に規定する職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「新給与規程」という。）第10条の規定の適用については、新給与規程第10条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、新給与規程第10条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、新給与規程第10条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

### (単身赴任手当に関する経過措置)

5 新給与規程第15条第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

### (細則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

イ 事務職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		

56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	1 級	2 級	3 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9

52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

1 改正の理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案して、本学の設置団体である青森市において関係条例の一部を改正する。本学においても青森市の改正と同様に、職員の給料月額等の改定を行うため、関係規程を改正しようとするもの。

2 改正対象規程

(1) 公立大学法人青森公立大学職員給与規程

3 主な改正の内容

I 給与制度のアップデート（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備）

(1) 給料表の改定

① 事務職員給料表

若手・中堅職員の昇格時や民間人材等の採用時の給与の改善を図る観点から、職務級3級以上の初号近辺の号給をカットし、各級の初号の額を引上げ

(事務職員給料表の例)

職務級	カットとなる号給	改定後1号給となる号給	初号の引上げ額
3級	1～4号給	5号給	261,300円 → 265,300円 (+4,000円)
4級	1～8号給	9号給	287,300円 → 298,800円 (+11,500円)
5級	1～8号給	9号給	309,800円 → 321,300円 (+11,500円)
6級	1～12号給	13号給	335,000円 → 355,200円 (+20,200円)
7級	1～16号給	17号給	373,400円 → 408,300円 (+34,900円)
8級	1～22号給	23号給	415,600円 → 458,300円 (+42,700円)

② 教育職員給料表

事務職員給料表との均衡を考慮した改定

(教育職員給料表の例)

職務級	カットとなる号給	改定後1号給となる号給	初号の引上げ額
1級	1～12号給	13号給	317,100円 → 340,300円 (+23,200円)
2級	1～16号給	17号給	358,300円 → 393,600円 (+35,300円)
3級	1～21号給	22号給	423,100円 → 461,300円 (+38,200円)

## (2) 諸手当の改定

### ① 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を引上げ（2年間で段階的に実施）

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	7級以下の事務職員、 教員職員	6,500円	<b>3,000円</b>	<b>廃止</b>
	8級事務職員	3,500円	<b>廃止</b>	
子（1人当たり）		10,000円	<b>11,500円</b>	<b>13,000円</b>

※上記以外の扶養親族（父母等）に係る扶養手当は変更なし

### ② 通勤手当

支給限度額を現行の月額7万円から月額15万円に引上げ

### ③ 単身赴任手当

人事異動等に伴う単身赴任のほか、採用に伴い単身赴任となる場合も支給対象

### ④ 管理職員特別勤務手当

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜勤務した場合の支給対象時間帯を拡大

支給対象	現行	改定後
時間帯	<b>午前0時</b> ～ 午前5時	<b>午後10時</b> ～ 午前5時
対象職員	管理監督職員	

### ⑤ 定年前再雇用短時間勤務職員等の諸手当

全ての定年前再雇用短時間勤務職員に住居手当、寒冷地手当を支給

## 4 施行期日

令和7年4月1日

## 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）新旧対照表

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等)	(初任給、昇格、昇給等)
第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。	第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項の規定により職員（次項の職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（ <u>事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則に定める職員にあっては、細則に定める号給</u> ）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員（次項の職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給 _____ _____ _____とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
5～11 (略)	5～11 (略)
(扶養手当)	(扶養手当)
第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第2号から第5号まで</u> _____のいずれかに該当する扶養親族（ <u>第3項において「扶養親族たる父母等」という。</u> ）に係る扶養手当は、事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの _____ _____に対しては、支給しない。	第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第1号及び第3号から第6号までの</u> いずれかに該当する扶養親族（ <u>以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。</u> ）に係る扶養手当は、事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（ <u>以下「9級事務職員」という。</u> ）に対しては、支給しない。
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(削除)	(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫	(3) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者	(6) 重度心身障害者
3 扶養手当の月額は、 <u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等</u> _____ _____については1人につき6,500円（事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの _____ _____にあっては、3,500円） _____ _____とする。	3 扶養手当の月額は、 <u>扶養親族たる配偶者、父母等</u> _____ _____については1人につき6,500円（事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの _____ _____（ <u>以下「8級事務職員」という。</u> ）にあっては3,500円）、 <u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円</u> とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初



改正後	改正前
(削除)	<p>(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>
(削除)	(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
(削除)	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級事務職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
(削除)	(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級事務職員が9級事務職員以外の職員となった場合
(削除)	(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級事務職員が8級事務職員及び9級事務職員以外の職員となった場合
(削除)	(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級事務職員以外のものが9級事務職員となった場合
(削除)	(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級事務職員及び9級事務職員以外のものが8級事務職員となった場合
(削除)	(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
<p>(住居手当)</p> <p>第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(就業規則第91条第2項に規定する教員住宅(以下「教員住宅」という。)に入居している教員職員その他別に定める職員を除く</p> <hr/> <p>。)</p> <p>(2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員</p> <p>で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(教員住宅その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(就業規則第91条第2項に規定する教員住宅(以下「教員住宅」という。)に入居している教員職員その他別に定める職員を除き、再雇用職員にあっては、第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)</p> <p>(2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(再雇用職員を除く。)</p> <p>で、配偶者</p> <hr/> <p>が居住するための住宅(教員住宅その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる職員のうち、就業規則第44条第2項に規定する育児短時間勤務制度の適用を受ける職員及び定年前再雇用短時間勤務職員で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前3号に定める額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下 _____ 「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下 _____ 「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下 _____ 「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる職員のうち、就業規則第44条第2項に規定する育児短時間勤務制度の適用を受ける職員 _____ で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下 _____ 「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が70,000円を超えるときは、支給単位期間につき、70,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が70,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、70,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前3号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前2号に定める額の合計額が70,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係</p>

改正後	改正前
<p>____、第1号に定める額、第2号に定める額又は前号に定める額</p>	<p><u>る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、70,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>、第1号に定める額、第2号に定める額又は前号に定める額</p>
<p><b>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額</b>（交通機関等が2以上ある場合においては、<u>その合計額</u>）並びに前項第2号及び第3号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>7 (略) (単身赴任手当)</p>	<p>6 (略) (単身赴任手当)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><b>3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</b> ____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員____ ____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p><b>3 国家公務員又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)</b>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>
<p>4 (略) (管理職員特別勤務手当)</p>	<p>4 (略) (管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第21条 第8条第1項に規定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>第21条 第8条第1項に規定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>
<p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第25条第1項各号に掲げる休日に勤務をした場合</p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u>____午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合</p>	<p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第25条第1項各号に掲げる休日に勤務した 場合</p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から</u>____午前5時までの間____にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した 場合</p>
<p>2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。</p>	<p>2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額____ ____とする。</p>
<p>(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額____</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>3 (略) (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 <u>第9条及び第10条</u>の規定は、再雇用職員には適用しない。 (寒冷地手当)</p> <p>第27条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において<u>市内、</u>市内以外の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域<u>及び青森県東津軽郡平内町</u>(以下この条において「寒冷地」という。)に在勤する職員( <u>別</u>に定める職員を除く。以下この条において同じ。)に対して支給する。</p> <p>2 市内に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族 <u>(職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び第10条第2項</u>に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)のある職員(寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(別に定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして法人が定めるものを除く。)にあつては19,800円、その他の世帯主である職員にあつては11,400円とし、その他の職員にあつては8,200円とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1(事務職員給料表)・・・全改 別表第2(教員職員給料表)・・・全改</p>	<p style="text-align: center;"><u>の150を乗じて得た額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略) (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 <u>第9条から第11条まで</u>の規定は、再雇用職員には適用しない。 (寒冷地手当)</p> <p>第27条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において<u>市内及び</u>市内以外の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域 <u> (以下この条において「寒冷地」という。)に在勤する職員(再雇用職員及び</u>別に定める職員を除く。以下この条において同じ。)に対して支給する。</p> <p>2 市内に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族 <u>(第10条</u> <u>に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)のある職員(寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(別に定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして法人が定めるものを除く。)にあつては19,800円、その他の世帯主である職員にあつては11,400円とし、その他の職員にあつては8,200円とする。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1(事務職員給料表) 別表第2(教員職員給料表)</p>